

昭和四日及び市石油株式会社 四日市製油所 陸運安全協力会 会則

(名称と所在)

第 1 条 本会は昭和四日市石油株式会社 四日市製油所陸運安全協力会と称し、事務局を四日市市塩浜町 1 番地 昭和四日市石油 (株) 四日市製油所内に置く。

(結 成)

第 2 条 本会は昭和四日市石油 (株) 四日市製油所 (以下製油所という) において、陸上出荷関連作業又は輸送に従事する協力会社をもって結成する。

(会 員)

第 3 条 本会の会員は特別名誉会員、特別会員、普通会員、準会員及び連絡会員とする。

(会員の種別)

第 4 条 本会の会員の種別は次の通りとする。

(1) 特別名誉会員

昭和四日市石油 (株) 四日市製油所をいう。

(2) 特別会員

出光興産 (株) 流通業務部安全品質管理課をいう。

(3) 普通会員

製油所で常時荷役を行う車輛の運輸会社及び陸上出荷に関わる作業を行う協力会社をいう。

(4) 準会員

製油所で荷役を行う普通会員及び連絡会員以外の運輸会社をいう。

(5) 連絡会員

製油所で荷役を行う車輛を登録した運輸会社で、普通会員及び準会員以外の運輸会社をいう。

(目 的)

第 5 条 本会は、協力会社が製油所において陸上出荷に関わる作業、または輸送作業に際し製油所関係部署と緊密なる連絡のもとに、以下各項の実現を目的とする。

(1) 労働災害の防止

(2) 荷役事故、交通事故の防止

(3) 荷役作業における安全衛生の確立

(4) 関係法令並びに製油所諸規定の周知及び遵守

(5) 荷役作業並びに構内作業に関する基準等の周知及び遵守

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役 員)

第 6 条 本会の円滑なる運営を計る為、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	1 名
幹 事	若干名

会計監事 1 名

(役員の業務)

第 7 条 会長は、本会を代表し業務を統括する。

副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、その業務を代行する。

幹事は、会長の命を受け本会運営上の一切の業務を行う。

会計監事は、会長の命を受け本会運営に際し、発生する会計に関し監査を行う。

(役員を選任)

第 8 条 役員案は幹事会で策定し、製油所の承認を得たうえで総会に諮る。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は1ケ年とする。但し、再任をさまたげない。

(顧問)

第 10 条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は、製油所関係部署があたり、総会及び幹事会等に出席し意見を述べるができる。なお、関係部署とは、**環境安全・品質保証部**、**製造部**、出光興産(株)流通業務部安全品質管理課をいう。

(総会の招集及び議長)

第 11 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

通常総会は、年1回会長がこれを招集する。

臨時総会は、会員の申出等会長が必要と認めた時にこれを招集する。

総会は、特別名誉会員、特別会員、普通会员及び準会員により構成する。

総会の議長は、会計監事以外の役員が行う。

(総会の決議事項)

第 12 条 総会の決議事項は次の通りとする。

- (1) 会則に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 予算・決算に関する事項
- (4) 役員選任に関する事項
- (5) その他、本会運営に必要な事項

(総会の成立と決議)

第 13 条 総会は、会員の3分の2以上の出席(委任状を含む)により成立し、議事は出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(幹事会の協議事項)

第 14 条 幹事会は、年6回会長がこれを招集し、下記事項につき研究及び協議する。

会長が必要と認めた場合は、臨時幹事会を行うことができる。

- (1) 災害を調査し、これら対策に関する事項
- (2) 防火防犯に関する事項
- (3) 整理、整頓に関する事項
- (4) 安全衛生に関する教育及び訓練の事項
- (5) 荷役作業の改善及び安全作業に関する事項

- (6) 無事故運動、安全運動の実施方法に関する事項
- (7) 表彰に関する事項
- (8) 監督官庁に関する事項
- (9) 役員案に関する事項
- (10) その他、総会により委託された事項

(専門部会の設置)

第15条 本会に、必要に応じて専門部会を設置することができる。

(部会長の任務)

第16条 部会長には各幹事が当り、必要に応じて部会を開催し、安全に関する具体的対策の協議研究事項を幹事会に上申すると共に幹事会の決定事項及び製油所要望事項の徹底を図るものとする。

(緊急時の応援)

第17条 製油所に緊急事態が発生した場合、会員各社は製油所と本会が締結した「緊急時に於ける応援協定」による応援要請にもとづき出動し、その鎮静に協力するものとする。

(入会金と会費)

第18条 本会運営費は、会費並びに寄付金による。

なお、会費は次の通りとする。

普通会員会費	4,000円(月額)
準会員会費	2,000円(月額)
連絡会員会費	3,000円(年額)

普通会員及び準会員の会費は入会時には半期一括納付とする。

特別名誉会員並びに特別会員の会費は別途定めるものとする。

なお、会費について疑義が生じた場合は、幹事会の審議を経て会長がこれを決定する。

(会員の任務と罰則)

第19条 会員は、本会の発展に積極的に協力するものとする。

会員が、本会の規約に違反する場合、又は製油所に対し不正行為が認められた場合には、幹事会の協議により、入構の禁止を製油所に対し具申し、総会で除名決議を上程することができる。

(事業年度)

第20条 事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終了するものとする。

付 則

1. この会則は平成6年7月1日より実施する。
2. 制 定 平成 6年 7月 1日
3. 改 定 平成 7年 7月 1日
4. 改 定 平成 9年 3月31日
5. 改 定 平成10年 4月 1日
6. 改 定 平成11年 4月 1日
7. 改 定 平成16年 4月 1日
8. 改 定 平成26年 4月 1日
9. 改 定 平成29年 4月 20日
10. 改 定 令和 2年 4年 16日 (特別会員名称を変更)
11. 改 定 令和 5年 4年 1日 (組織変更による名称を変更)